

長崎県リサイクル製品認定制度実施要綱に関する 認定リサイクル製品及び認定リサイクル工法の取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。）及び長崎県リサイクル製品認定制度実施要綱の施行に関する要領（平成20年4月1日施行。以下「要領」という。）の施行に関し、建設資材の認定品目について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施要領で使用する用語は、要綱、要領及び長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱第5条第1項に規定する認定品目、製品認定基準（建設資材）及び第14条第2項に規定する工法認定基準（以下「建設資材・工法認定基準」という。）で使用する用語の例による。

第2章 製造等又は保管等の管理及び報告

(目的)

第3条 認定リサイクル製品（建設資材に限る）及び認定リサイクル工法（以下「認定リサイクル製品等」という。）の品質確保を図るため、必要な事項を定める。

(製造等の管理)

第4条 要領第7条第1項及び第13条第1項に規定する製造等又は保管等の管理は、別表の品目の項に掲げる品目について、同表確認事項の項に掲げる確認を同表確認頻度の項に掲げる頻度で実施するものとする。

2 前項の規定による確認のうち環境安全性に係る基準への適合状況に係るもの（建設汚泥を再生資源として使用するリサイクル製品に係る場合を除く。）については、溶出量基準 群の物質について1年に1回以上実施することとされる検査については、前項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げるところによることができる。

(1) 溶出量基準 群の物質以外の物質の溶出のおそれがないときは、溶出量基準 群の物質に係る確認に替えることができる。

(2) 溶出量基準 群の物質以外の物質で溶出の可能性のある物質が特定できるときは、溶出量基準 群の物質及び当該物質に係る確認に替えることができる。

3 前第2項の規定による確認を行おうとする場合は、申請書の製造等の管理計画の欄にその根拠と実施計画を記載しなければならない。

(知事への報告)

第5条 要領第8条第1項及び第14条第1項の規定による基準の適合状況の報告は、別表の品目の項に掲げる品目について、同表製造等又は保管等の管理事項に掲げる事項を、同表報告頻度の項に掲げる頻度ごとに行うものとする。

第3章 認定リサイクル製品等の優先使用

(目的)

第6条 長崎県が発注する公共工事(以下「県工事」という。)において、認定リサイクル製品等の利用促進を図るため、必要な事項を定める。

(運用)

第7条 県工事に携わる者(設計業務受託者、工事請負業者を含む。)は、当該工事を本要領に従って積極的に実施するよう努めなければならない。

2 認定リサイクル製品の使用については、長崎県建設工事共通仕様書、県産品資材(土木・建築資材)の優先使用に関する要領(以下「県産品要領」という。)または、認定リサイクル建設資材の使用推進に関する要領によるものとする。

3 認定リサイクル工法の利用については、県工事の設計又は工事の発注を行う者は、仕様書等の作成に当たって、「認定リサイクル工法の優先使用」を特記仕様書に明記するものとする。

(認定リサイクル工法の優先利用等)

第8条 県工事の発注を行う者は、当該工事の設計・積算に当たり、認定リサイクル工法が次の各号に該当する場合は、原則として、当該認定リサイクル工法を指定するものとする。

(1)公共工事において十分な納入実績があるもの

(2)十分な供給が可能であるもの

2 県工事の発注を行う者は、当該工事の設計・積算において、前項に該当しない認定リサイクル工法であっても、その認定リサイクル工法が試験的利用等を目的として指定することができる。

(指定された認定リサイクル工法の利用が困難な場合等の措置)

第9条 県工事の請負業者は、仕様書等で認定リサイクル工法が指定されている場合であって、その指定に該当する認定リサイクル工法の利用が困難な場合その他特段の事情があるときは、他の工法に変更することができる。この場合において、当該請負業者は、変更する旨を付して文書で申し出て、監督職員の承認を得なければならない。

(他の地方公共団体)

第10条 県は、県内の他の地方公共団体又はこれに準ずる団体に対し、この要綱の活用(準用)を推奨するものとする。

第4章 工場等の調査等

(目的)

第11条 認定リサイクル製品等の品質確保を図るため、必要な事項を定める。

(運用)

第12条 県産品資材(リサイクル製品)については、県産品要領によるものとする。

(指定機関)

第13条 要綱第19条第2項に規定する県が指定する工場の確認等を実施する機関は、財団法人長崎県建設技術研究センター(以下「ナーク」という。)とする。

(調査)

第14条 調査等は、次により行うものとする。

(1) 新規申請時工場等調査

申請者は、申請書を提出後、第15条の規定に基づいた現地調査を受けなければならない。

(2) 中間工場等調査

工法認定者は、第15条の規定に基づいた現地調査を第4条に定める頻度で受けなければならない。ただし、新規に認定証の交付を受けた日の属する年度の中間調査は省略することができる。

(3) 臨時工場等調査

随時必要に応じて実施する調査である。

(調査事項)

第15条 新規申請時工場等調査、中間工場等調査、臨時工場等調査は、次に掲げる事項について実施する。

(1)工場等立入調査

a 書類調査

工場概要調書

製造設備調書

製品の生産調書

工程、社内検査調書

資材の受入調書

品質管理調書

産業廃棄物管理票

その他 使用材料の保管状況、製造工程状況の調査

b 工場品質管理体制調査

工場等の品質管理体制等の調査は、認定リサイクル製品及び認定リサイクル工法工場等調査表(様式-1)に基づき行う。

(2) 材料試験調査

調査員の立会のもとで試料を採取、封印してマークに搬送し、マークにて試験を実施する。

(調査実施の手順)

第16条 調査は、次に掲げる手順により実施する。

(1) マークより工場等へ調査の通知

(2) 工場等立入調査

(3) マーク等での材料試験

(4) 県での調査結果とりまとめ

(調査員)

第17条 調査員は、マークの職員とし、工場等に問題がある場合は指導を行う。また、立会員は長崎県の各地方機関に配置された検査指導幹(土木)とする。

(調査費用)

第18条 調査費用については、申請者又は工法認定者の負担とする。

第5章 基本単価一覧表への掲載

(目的)

第19条 県内の経済の活性化を促進する観点から、認定リサイクル製品(建設資材に限る)等の利用促進を図るために必要な事項を定める。

(運用)

第20条 認定リサイクル製品については、県産品要領または、認定リサイクル建設資材の使用推進に関する要領によるものとする。

附 則

この取扱要領は、平成20年5月23日から施行する。

平成21年5月15日改正する。

別表（第4条、第5条関係）

品 目		確認事項	確認頻度	報告頻度
1	再生アスファルト 混合物	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	-
2	再生路盤材	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	-
3	コンクリート二次 製品	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	-
4	舗装用ブロック	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	-
5	再生材利用タイル	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	-
6	地盤改良材	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	-
7	建設汚泥改良土	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	-
8	再生砂	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	-
9	その他の資材	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	-
A	リサイクル工法	品質性能に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		環境安全性に係る基準への適合状況	1年に1回以上	1年に1回以上
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	-

認定リサイクル工法工場等調査表

リサイクル工法名 _____
 リサイクル工法工場等名 _____
 事業者名 _____
 代表者名 _____

	項 目	コ メ ン ト
<p>1 . 経営方針</p> <p>(評 価)</p>	<p>社内規格を体系的に整備しているか。 A いる B いない (例) ・品質管理委員会 ・教育訓練規定 ・文書管理規定 ・帳票管理規定 ・資材規定 ・購買規定 ・製品規定</p> <p>品質管理に関する要綱を定めているか。 A いる B いない (例) ・品質管理の基本方針 ・品質管理及び教育訓練計画的推進方法 ・統計的手法の活用方法</p> <p>ア 良 イ 不良</p>	
<p>2 . 品質管理担当者</p> <p>(評 価)</p>	<p>品質管理担当者を選任しているか。 A いる B いない</p> <p>ヒストグラム、管理図等、統計的手法を用いて品質基準を評価しているか。 A いる B いない</p> <p>ア 良 イ 不良</p>	
<p>3 . 個別的事項</p> <p>(評 価)</p>	<p>苦情を受けた工法(資材)の処置が規定されているか。 A いる B いない</p> <p>苦情の要因について、原因解析・調査等を行っているか。 A いる B いない</p> <p>再発防止策を十分とっているか。 A いる B いない</p> <p>品質保証の見地から必要な記録を取っているか。 A いる B いない (例) ・資材 受入検査記録 資材保管記録 ・工 程 作業記録 管理記録 製造日報 ・製 品 製品検査記録 製品保管記録 出荷台帳 ・設 備 設備台帳 ・苦 情 苦情受付、処理の記録 ・委 員 会 品質管理委員会議事録</p> <p>ア 良 イ 不良</p>	

<p>4 . 資材の管理</p> <p>(評 価)</p>	<p>製品規格を J I S などに基づいて規定しているか。 A いる B いない 測定又は試験方法は項目、手順、数量、使用機具、試験方法、合否判定値を規定しているか。 A いる B いない 検査の結果、不良品、不合格ロットと判定されたものの処置について規定しているか。 A いる B いない 検査は社内規格に基づいて実施されているか。 A いる B いない 検査結果は統計的手法で分析を行っているか。 A いる B いない 検査結果は J I S などに適合しているか。 A いる B いない</p> <p>ア 良 イ 不良</p>	
<p>5 . 工場等調査における資材検査</p> <p>(評 価)</p>	<p>検査が J I S などに適合しているか。 (外観検査、寸法検査など)</p> <p>ア 良 イ 不良</p>	
<p>6 . 再生資源 (資材) の管理</p> <p>(評 価)</p>	<p>資材の受入検査方法が規格などに基づき規定しているか。 A いる B いない 資材の出入管理を規定しているか。 A いる B いない 受入検査を社内規格どおり実施しているか。 A いる B いない 資材置場での資材種別、等級等の表示、掲示をしているか。 A いる B いない 入荷別、ロット別の識別管理は十分か。 A 十分である B 十分でない</p> <p>ア 良 イ 不良</p>	
<p>7 . 製造工程の管理</p> <p>(評 価)</p>	<p>申請書どおり、製品が製造又は工法が施工されているか。 A いる B いない</p> <p>ア 良 イ 不良</p>	
<p>8 . 設備の管理</p> <p>(評 価)</p>	<p>設備台帳を整備しているか。 A いる B いない 点検担当者及び点検周期を規定しているか。 A いる B いない J I S などの規定されている検査設備が(ふるい分け器、コンクリート圧縮試験機など) 全て揃っているか。 A いる B いない 検査設備の仕様 (形式、機能、容量、精度等) は十分か。 A 十分である B 十分でない</p> <p>ア 良 イ 不良</p>	
<p>9 . 抜き取り試料の品質試験結果</p> <p>(評 価)</p>	<p>別紙試験結果による。</p> <p>ア 良 イ 不良</p>	

コメント	
総合評価	ア 良 イ 不良

調査年月日 _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

調査者 _____

立会者 _____